

公益社団法人日本女医会への寄附金は、 税制上の優遇措置が受けられます

ご存じですか？

当会への寄附金は、特定公益増進法人としての税制上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）等の優遇を受けることができます。



個人が寄附等をされる場合

☆**所得税**（所得控除）課税前の所得から差し引かれます。

$$\text{寄附総額（上限は年間所得の40%）} - 2 \text{ 千円} \times \begin{matrix} \text{所得税率} \\ \text{課税所得額に} \\ \text{よって異なる} \end{matrix} = \text{控除額}$$

尚、所得控除を受ける為には確定申告が必要です。

対象となる金額を記載し、確定申告書に当会発行の領収書を添付する必要があります。
(申請の詳細についてはお近くの税務署に、お問い合わせください。)

なお、当法人は税額控除の対象となる公益法人ではありません。

☆**個人住民税**

都道府県・市町村が各々の条例で指定した寄附金が個人住民税の軽減措置（寄附金控除）の対象となります。(上限は年間所得の30%まで)各市町村によって取り扱いが異なりますので、お住まいの市町村税務担当課へお問い合わせ下さい。

法人（医療法人など）が寄附をされる場合

申告所得から損金（費用）として、寄附をした法人の所得金額に応じ、一定の限度額まで計上することができます。一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

最大で一般分と別枠分の寄附金が損金算入できることとなります。

(各法人により違いがございますので、管轄の税務署にお問い合わせください)

★領収書は、公益社団法人日本女医会が発行し、主たる事業に関する寄附である事が明記された物であれば、証明書も不要です。(収入印紙も不要)

裏面につづく・・・

公益社団法人日本女医会への遺贈について

☆遺贈

遺贈とは、遺言書を通じて、ご自身の財産の一部または全部を、相続人以外の個人や団体に無償で引き継ぐことをいいます。長年にわたり築かれた財産を、どのような形で社会や特定の相手に役立てたいかを、ご本人の意思で明確に示せる点が大きな特徴です。遺言を残すことで、財産とともに想いを次世代へつなぐことができます。

一方で、遺贈の内容や方法によっては、適用される法律や税務上の取り扱いが異なる場合があります、事前に十分な検討が必要となります。大切な意思を確実に実現するためにも、準備を進め、税理士・弁護士・司法書士等へご相談ください。

お問い合わせ・公益社団法人日本女医会 事務局
TEL:03-6447-0820 FAX:03-6447-0821